

「高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」 **要約版**

## 第 1 外部監査の概要

### 1 特定の事件を選定した理由

県の総人口が減少傾向にある一方、高齢化が急速に進行し、内閣府の公表する「高齢社会白書」によれば、県の高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、平成24年度において27.9パーセントとなっており、全都道府県で、8番目に高い高齢化率となっている。また、平成24年度において全国平均24.1パーセントであった高齢化率は、10年後には30パーセントに迫るものと推計されている。

県では、「希望郷いわて」を実現させるための「県民計画」の中で、「元気な高齢者」の割合を維持し、自立した生活をサポートできる環境整備を第一としながらも、医療、介護、福祉サービスの更なる拡充を基本方針としていることから、今後一層の県財政支出の増加が見込まれる。

よって、高齢者福祉事業に係る財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と判断し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

## 第 2 監査対象の概要

### 1 高齢者福祉事業に対する都道府県の役割

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない事務を処理することが求められている。高齢者福祉事業においても、主要事業である介護保険事業は介護保険法に基づき、都道府県は介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助を行わなければならないこととされている。

市町村は、介護保険法の保険者（保険サービスの提供者）であるが、市町村が保険者となると、財政単位が小規模なため財政が不安定になる、要介護認定、保険料徴収、財政運営などの事務処理が困難である、市町村間の保険料水準の格差が大きくなる、などのデメリットが指摘されている。

そのため、都道府県は市町村を支えるための様々な事業を実施している。具体的には、各市町村の事務軽減や財政安定化のために複数の市町村が協力することに対する援助、事業者や施設の指定・許可・指導・監督、財政安定化基金の設置・運営などである。そのほかにも、介護サービス情報の公表や、介護支援専門員の登録業務等高齢者福祉に関する事業を展開している。

これらの事業を計画的に実施するために、都道府県は、3年ごとに、「介護保険事業支援計画」

(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画となっている)を作成することとされている。

## 2 県における高齢者福祉事業の概要

県では、「いわていきいきプラン 2014」(計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度の 3 カ年)において県の高齢者福祉事業に対する取組をまとめている。「いわていきいきプラン」は、「県高齢者福祉計画」及び「県介護保険事業支援計画」を一体のものとして策定した高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針としての性格を有するものである。

### 「いわていきいきプラン 2014」より抜粋

#### 1 施策推進の基本方針

平成 37 年には県民の 3 人に 1 人が高齢者となると見込まれる本県においては、豊かさやゆとりを実感できる魅力ある地域社会を持続的に築いていくため、高齢者には、長年の経験と優れた知識・技能を生かし、地域社会の重要な構成員として主体的に活動するとともに、魅力ある地域社会を次の世代に引き継ぐことができるよう、一層積極的に行動することが求められています。

このため、高齢者が能力と創造性を発揮し、健康で安心して心豊かに暮らし、生き生きとして社会参加できる環境づくりを進めるとともに、たとえ、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ安心して自立した日常生活を送ることができるよう高齢者を地域全体で支える体制の構築を目指します。

施策の展開に当たっては、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するとともに、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

#### 2 重点施策

- (1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
- (2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築
- (3) 介護予防・地域リハビリテーションの推進
- (4) 認知症高齢者への支援
- (5) 介護を要する高齢者等への支援
- (6) 良質な介護サービスの確保と向上
- (7) 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援

### 3 県の高齢者福祉事業関連決算額の推移

#### (1) 高齢者福祉事業関連決算額の推移と監査対象節区分

県における平成 23 年度～24 年度の高齢者福祉事業関連決算額は以下の通りである。

県の高齢者福祉費（老人福祉費）は主として保健福祉部長寿社会課による事務執行の結果である。

なお、監査対象事業を選定するに当たり、委託料、負担金、補助及び交付金、償還金、利子及び割引料、積立金への支出に着目して選定している（監査対象とした節区分は、「監査対象」欄に を付している。）。

単位：千円

節区分	平成 23 年度	平成 24 年度	監査対象
1 報酬	4,656	3,109	
4 共済費	2,513	2,403	
7 賃金	12,079	12,918	
8 報償費	4,847	3,527	
9 旅費	5,364	4,198	
11 需用費	6,169	6,018	
12 役務費	6,030	3,017	
13 委託料	174,097	337,955	
14 使用料及び賃借料	1,531	669	
15 工事請負費	-	2,247	
18 備品購入費	-	1,928	
19 負担金、補助及び交付金	34,624,798	36,304,628	
21 貸付金	71,174	-	
23 償還金、利子及び割引料	-	955,538	
25 積立金	7,332,627	1,768,849	

### 第3 外部監査の結果及び意見（全般的事項）

今回の監査の過程で発見された事項については、

- 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
- 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」と記載している。

監査結果の概要（要約）は下表の通りである。

#### 1 指摘事項

項目	内容	指摘/意見
1 高齢者福祉に関する補助金、貸付金、直接執行事業の事務	<p>明るい長寿社会づくり推進事業費（補助先：公益財団法人いきいき岩手支援財団）事業費の積算根拠</p> <p>事業計画書の収支内訳によれば、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下、「財団」という。）の役員（1名）の人件費全額を含めた事業費に対し補助する積算方法となっており、補助金額の積算方法として適切か疑問である。</p> <p>当該役員が、本事業のみに携わっているのではなく、団体の役員として、団体の業務全般に従事していることは明らかであり、本事業の補助金をもって役員の人件費に充当するとしていることは、あくまでも事業にかかる経費を補助するという当該補助金の趣旨に照らして、事業費の積算方法が不合理であり、見直すべきである。</p>	指摘1
2 高齢者福祉に関する補助金等の交付先における当該補助金等に係る事務	<p>社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助（補助先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）</p> <p>生活費加算の根拠書類の整備</p> <p>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下県社協）の修学資金貸付事業において、平成23年度貸付原資分で賄われる、平成25年からの「生活費加算」の貸付対象者として、「貸付申請時に生活保護受給世帯の者で養成施設等に就学する者」及び「に準ずる経済状況にある世帯の者」がある。「に準ずる経済状況」については、証明書類等は提出義務が課されておらず、申請者が対象者に該当するか否かは、客観性をもって確認されているわけではない。</p> <p>申請者の状況に応じた確認書類を添付すべきである。</p>	指摘2
3 高齢者福祉に関する出資団体の事務	<p>健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業（実施主体：公益財団法人いきいき岩手支援財団）</p> <p>助成金交付条件の遵守について</p> <p>健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業は、「いわて保健福祉基金助成事業」としてこれら規程等の適用を受けることとなるが、助成を受けた団体が作成するパンフレットや調査報告書の一部には財団の助成金を受けている表示がなされていなかった。</p> <p>助成金交付にあたり、財団は助成対象者に対し当該表示をするよう指示をしているとのことであったが、徹底されていないため改善する必要がある。</p>	指摘3

項目	内容	指摘/意見
	<p>公益財団法人いきいき岩手支援財団の会計処理・開示、決算体制</p> <p>賞与引当金未計上</p> <p>賞与引当金が計上されていない。</p> <p>公益法人会計基準に関する実務指針(その2)によれば、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上することが求められている。</p> <p>財団の場合、賞与支給対象期間(12月~5月)のうち、当期に帰属(12月~3月の4か月分)する支給見込額については、当期の費用として賞与引当金の計上が必要である。</p>	指摘4
	<p>「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」の注記について</p> <p>注記事項として記載が求められている「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」に関して、財団は「期末現在、補助金等はない」との注記を記載している。ところが、収支計算書には「明るい長寿社会づくり推進事業補助金」として10,164,000円、「介護支援専門員研修補助金」として7,239,395円の受取補助金がある。当該注記の趣旨は、期中における補助金推移を表示することにより、情報公開の実行性を確保することを目的とするものと考えられる。こうした目的に鑑みれば、期末時点の補助金残高の有無にかかわらず、期中増減を表示することが必要である。</p>	指摘5
	<p>附属明細書未作成</p> <p>附属明細書が作成されていない。</p> <p>附属明細書の作成すべきである。注記に記載することで附属明細書への記載を省略する場合であっても、附属明細書を作成したうえで、注記に記載している旨の記載をする必要がある。</p>	指摘6

## 2 意見

項目	内容	指摘/意見
1 高齢者福祉に関する補助金、貸付金、直接執行事業の事務	<p>補助金(全般的事項)</p> <p>補助金交付契約書の必要性</p> <p>県は、補助金の交付決定後に、申請者との間で補助金交付契約を締結し、補助金交付契約書を取り交わしている。規則第7条によれば、補助金の交付決定事務に関しては、その決定内容と条件を申請者に通知することとされており、補助金交付契約書の締結までは求められていない。</p> <p>本来の事務手続としては、申請者に対する通知のみで足り、規則上は、契約書の取り交わしまでは求められていない。事務処理の効率化・省力化の観点から、補助金交付契約書の取り交わしの必要性をあらためて検討する余地があると考える。</p>	意見1

項目	内容	指摘/意見
	<p>特別養護老人ホーム等施設整備補助（補助先：老人福祉施設運営事業者）</p> <p>補助金額の算定根拠</p> <p>補助金額は、各施設の種類に応じた補助基礎額や整備の種類に応じた係数、施設の規模を勘案して決定されている。</p> <p>今後高齢化が進み、限りある予算の中で、財務基盤の強い団体も弱い団体も、同規模同程度の施設整備を実施する場合は、一律同額の補助金額となる現行の補助金額の算定基準に疑問がある。</p> <p>この観点からは、公平な補助の視点に加え、如何に効率的・効果的に補助を実施すべきかという視点も重視すべきではないかと考える。老人福祉施設等事業者の裾野を広げ、より効率的・効果的な補助をするためにも、補助対象団体の安定した経営基盤に基づく財務体質の安全度（流動比率）や収益力（自己資本利益率や自己資本比率）等についても補助金算定上の考慮要件とする必要があると考える。</p>	意見 2
	<p>介護保険制度施行事業費（補助先：岩手県国民健康保険団体連合会）</p> <p>成果物の有効活用</p> <p>国保連では、当該事業を実施した結果を、「平成23年度 介護保険相談・苦情業務実績及び相談・苦情受付事例（岩手県国民健康保険団体連合会）」という冊子に取りまとめている。</p> <p>本冊子は、市町村及び包括支援センターに400部配布されているとのことであるが、事業者及び利用者の目に触れる機会の確保が十分か疑問である。</p> <p>資源の有効活用という点から、可能な限り事業者や利用者の目に触れるような配布・設置の具体的な方法を検討することが必要と考える。</p>	意見 3
	<p>介護雇用プログラム推進事業費（委託先：介護施設等）</p> <p>委託期間中の雇用者の退職</p> <p>「平成24年度岩手県介護雇用プログラム委託契約書（介護福祉士コース）」によると、委託期間は契約締結の日から平成25年3月31日までとなっている。ところが、受託事業者が雇用した2名は、専門学校の卒業式（平成25年3月8日）の翌週（平成25年3月14日、15日）にいずれも退職している。委託契約期間中に退職した場合には、事業を完了したものと認められるのか疑問である。</p> <p>「介護現場における緊急の雇用の拡大と人材確保及び資質の向上を図る」ことを事業目的としている以上、事業者・雇用者には県の事業であることを説明し啓蒙することで、事業目的とは相反する自己都合による退職を思い留まらせるような指導があつてしかるべきである。</p>	意見 4
2 高齢者福祉に関する補助金等の交付先における当該	<p>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助の貸付金台帳の保存</p> <p>県社協の平成25年3月末日時点の当該事業に係る貸付金台帳（補助簿）が、電子帳簿としても紙の出力帳簿としても保存されていなかった。</p> <p>県社協の経理規程は全国社会福祉施設経営者協議会より示されている「社会福祉法人モデル経理規程」を準用して作成されており、経理規程では、補助簿の作成は</p>	意見 5

項目	内容	指摘/意見
補助金等に 係る事務	<p>任意とされていた。一方、新会計基準（社協は平成25年度より適用）を反映したモデル経理規程では、「各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない」と規定されている。貸付先である個人別に残高を把握することが必要であることは明らかであり、貸付金台帳は、供えおかなければならない補助簿のひとつであると考えられる。</p> <p>貸付金台帳が備え置かれていない平成25年3月末日現在の現況は不相当であると考ええる。</p>	
	<p>退会給付積立預金の運用資産について(県の指導監査等において留意すべき事項)</p> <p>県社協の資金運用方針によれば、当該方針の対象になる資金には、退会給付積立預金（民間社会福祉事業職員共済事業）は含まれないとされている。</p> <p>当該共済事業が県社協の収益事業ではなく、公益事業特別会計の中で実施されており、社会福祉法人の公益事業が広く社会全体の福祉増進のために実施されている趣旨に鑑みれば、規程は整備されているものの、リスクを伴う資産が含まれていることから、可能な限りリスクの低減を図る運営が求められる。</p> <p>具体的には、未実現損失の生じているユーロ円建外国債券や、未実現利益ではあるものの、株式や外貨建外国債券など、株価や為替相場などの不確実な要素により資産価値が増減するリスクを伴う資産への投資がどの程度許容されるのかが疑問である。</p> <p>本件に関する現況が、必ずしも法令や定款に抵触するものではないが、一方で、危険資産に投資し、万一運用に失敗した場合に、公益事業者としての道義的な責任を回避することができないことも事実である。</p> <p>バブルの崩壊やリーマンショックなど、経済状況はコントロール不能であるが、不測の事態に備えるために、資金の運用方法をコントロールすることは可能である。</p> <p>今後、構成財産の評価と運用成績の如何によっては、構成財産をより安全な資産に見直すなどの配慮が必要と考える。</p>	意見 6
	<p>新会計基準の移行について(県の指導監査等において留意すべき事項)</p> <p>県社協の理事会及び評議員会において新会計基準導入についての説明は行われているが、導入による定量的な影響については、当該理事会等では触れられていなかった。</p> <p>新会計基準導入による変更点を説明した理事会及び評議員会で、上記定量的な影響についても説明してしるべきであったと考える。</p>	意見 7
	<p>社会福祉法人 A 会</p> <p>固定資産の取得価額及び評価について(県の指導監査等において留意すべき事項)</p> <p>現在 A 会が所有する固定資産で時価が帳簿価格の 50% 超下落しているものはないが、今後万一そのような状況になった場合に、経理規程に従い、帳簿価格を時価まで減額する会計処理が、A 会の財政状況の実態を適切に表す会計処理であるかは疑問である。</p> <p>新会計基準では、対価を伴う事業に供している有形固定資産及び無形固定資産に</p>	意見 8

項目	内容	指摘/意見
	<p>については、時価が帳簿価格の 50%超下落した場合であっても、当該固定資産を使用することによる価値が帳簿価格を上回っているのであれば「当該資産の帳簿価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とできる」とされている。</p> <p>A会の所有する固定資産は、対価を伴う事業に使用しているのであって、当該条項を、経理規程に盛り込むことが適当であると考える。</p>	
	<p>リース会計について（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>A会のリース資産で、新会計基準に基づき、リース会計を適用し、固定資産に計上すべきリース資産は、現時点では「介護システム・ハード」一式のみである（リース期間 60 ヶ月、契約総額 8,835 千円）。一方、A会の有形固定資産残高は、平成 24 年度末日現在約 27 億円であり、有形固定資産及びリース資産の残高合計に占めるリース資産の割合は 0.3%と明らかに重要性が乏しい。</p> <p>「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成 23 年 7 月 27 日）」の別紙 1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」の「20 新たに導入した会計手法とその簡便法について」(1)イ によれば、リース資産総額に、重要性が乏しいと認められる場合は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法（いわゆる支払利子込法）によることができるとされている。</p> <p>A会のリース資産総額は重要性に乏しいため、当該条項を、経理規程に盛り込むことが適当であると考える。</p>	意見 9
	<p>会計単位の明確な区分（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>社会福祉法人においては、法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、会計単位は施設毎とせず、法人で一本の会計単位とするとしているが、公益事業及び収益事業については、別途特別会計として会計単位を分けることとなっている。すなわち、「会計単位」として「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」が定められており、それぞれ明確に区分することが求められている。</p> <p>ところが、A会においては、土地の一部が収益事業として利用されているにもかかわらず、土地は全て社会福祉事業に含められていた。</p> <p>会計単位毎の財政状態の表示が歪められることとなり、財政状態を適正に開示していないと考える。</p>	意見 10
	<p>勘定科目の適切な表示（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>その他固定負債として表示されているものは、A会の理事長が会長を兼任する関連医療法人から「仮払金」の名目で資金提供を受けたものであるとのことだが、下表の通り、建設着工金や土地代金の支払いに充てるためであり、支払利息も発生することから、実質借入といえる。</p> <p>ところが、法人は、借入当時は、金銭消費貸借契約を締結しておらず、後日（平成 24 年 4 月 1 日付）、支払計画についての覚書を交わしているに過ぎない。本来は、資金の受入れ先が関連医療法人である場合でも、別法人格である以上、資金の移動に関しては、特に厳格に契約関係書類を整える必要があると考える。</p> <p>また、当該資金提供は、実質借入であることを前提として、「その他固定負債」ではなく、「長期借入金」等の実態を反映した勘定科目によって財務諸表上表示する必要があると考える。</p>	意見 11

項目	内容	指摘/意見
	<p>借入利率を考慮した資金繰り（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>施設建設にかかるA銀行からの借入金（契約9,550千円、契約164,013千円）については、利率がそれぞれ3.7750%、2.4750%となっており、現在の市中金利に比べて高く設定されている。支払利息を考えると、約定利率の低い借入金に借り替えることにより利息負担を軽減することができるものとする。</p>	意見 12
	<p>社会福祉法人B会</p> <p>遊休土地の有効活用について（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>社会福祉事業には、固定資産税はかからないため、遊休であることにより追加の費用が発生するデメリットが必ずしも大きいということではないが、当該遊休資産が定款で基本財産として定められていることが妥当といえるのか疑問である。</p> <p>また、B会の事業計画書（平成23年～平成27年）でも、5年間の財政計画の課題のひとつとして、遊休土地の有効活用をとりあげている。遊休資産は、当該資産を利用して資金を生み出すことができず、投下した資金が固定化している状態になっている。資金を不要な資産に投下したままにしておくことは事業者としては避けるべきことであり、当該遊休土地の早期の有効活用が望まれる。</p>	意見 13
	<p>修繕積立預金（資産）と修繕積立金（純資産）の不一致（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>貸借対照表の、修繕積立預金（固定資産。以下、「積立預金」という。）と修繕積立金（純資産。以下、「積立金」という。）は通常一致するのであるが、不一致が認められた。</p> <p>当該積立金は必ずしも必要と認めて積み立てたものではないことから、当該積立金を現状の通り維持する必要があるか疑問である。</p>	意見 14
	<p>仮払金と仮受金について（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>平成24年度末の貸借対照表に、仮払金と仮受金がそれぞれ同額（3,950千円）計上されている。</p> <p>B会は、団体の概要に記載のとおり、デイサービスセンター、軽費老人ホーム、小規模多機能施設の3つの施設を運営しており、これに本部を加えた4つの会計単位をもっている。当該仮払金と仮受金は、異なる会計単位間の内部取引により生じたものである。</p> <p>貸借対照表に関しては、内部取引であることが必ずしも明示されていない仮払金及び仮受金が表示されており、両者は相殺して表示すべきであるとする。</p>	意見 15
	<p>賞与引当金未計上（県の指導監査等において留意すべき事項）</p> <p>賞与引当金が計上されていない。</p> <p>賞与引当金を計上すべきであるとする。</p> <p>B会の場合、夏の賞与の支給対象期間（12月～5月）のうち、当期に帰属する期間（12月～3月の4か月分）の支給見込額については、当期の費用として賞与引当金の計上が必要である。</p>	意見 16

項目	内容	指摘/意見
<p>3 高齢者福祉に関する出資団体の事務</p>	<p>公益財団法人いきいき岩手支援財団</p> <p>中期的な視点からの事業検討の必要性について</p> <p>財団が、今後も助成事業を継続するためには、運用収入の増加が事業費の削減(コスト削減)により、特定資産積立金を取り崩さなくとも、事業を実施することができるような財務体質に改善する必要がある。</p> <p>現状と将来の分析(高齢化率と事業費増加の関連分析)から、現時点で、財団としてどのような方針で、どのような事業を実施すべきかを検討する局面に財団は立っていると考える。</p> <p>現在、財団では「県出資等法人に係る中期経営計画書」を3年単位で作成しており、事業の改善や業務の見直しの一助としているものの、必ずしも計画 実行 チェック 改善といういわゆるPDCAサイクルが十分に機能しているとはいえない現状である。中期経営計画書等を活用して、財団の将来予測をより明確にし、今後の財団運営と財務体質改善のための方策を検討する必要があると考える。</p>	<p>意見 17</p>
	<p>投資意思決定の判断基準のルール化について</p> <p>財団の基本財産(平成25年3月31日現在)¥1,199百万円のうち、有価証券が3,571百万円を占めている。有価証券はすべて債券であり、その管理、運用、報告は定款、基本財産管理規程にこれを定めている。</p> <p>財団は、運用益の減少に対応するため、売買差益が生じ、かつ保有前の債券に比べ好条件の運用が期待できる債券への買い替えを推進している。上記のとおり財団の基本財産の85.0%は有価証券であり、金利状況により価格変動リスクを抱えている。</p> <p>有価証券の買い替えにあたって具体的な投資意思決定ルールを現在定めていないが、基本財産の大部分が地方公共団体等からの出捐金であることから望ましくはないと考える。</p>	<p>意見 18</p>
	<p>健康・生きがづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業の出納帳の添付について</p> <p>健康・生きがづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業の個別事業を試査にて閲覧したところ、出納帳に代表される経理簿等が添付されていない事業が散見された。多数の領収書を点検・再集計して助成対象経費を経費科目ごとに確定する作業は多大の時間と労力を要するが、出納帳等の有無によりその労力に大きな差異が生じることになるため、添付を徹底すべきと考える。</p>	<p>意見 19</p>
	<p>介護支援専門員資質向上事業</p> <p>ア 成果物の有効活用</p> <p>業務の結果、助成先より調査報告書を入手しているが、本報告書の活用状況が十分であるか疑問である。</p> <p>当該調査結果は、今後の介護支援専門員の資質向上に資することを目的としていることから、今回の事業に直接協力した者への周知に限定されず、広く知らしめることが必要である。</p> <p>介護支援専門員の質の向上は、財団ひいては県が達成すべき目標であり責務である。報告書の有効活用が必要であると考えます。</p>	<p>意見 20</p>

項目	内容	指摘/意見
	<p>イ 成果物の印刷部数</p> <p>報告書を、調査に協力した介護支援専門員や介護施設等に約 400 部配布したとのことであるが、必ずしも、全協力者に印刷物を配布する必要があったか疑問である。</p> <p>公表の仕方によっては、印刷費や郵送費の削減が可能であり、結果的に財団の助成額も節減できた可能性があったことも否定できないと考える。</p>	意見 21
	<p>小規模多機能型居宅介護に係るネットワーク化等の支援に関する事業</p> <p>ア 事業費のチェック方法について</p> <p>財団では、助成額確定のために、事業終了時点で、助成先団体から入出金記録のある出納帳、支出の裏づけとなる証憑（領収証の写可）を提出してもらい、これをチェックすることにより、助成額の確定、支出行為を行っている。</p> <p>一方、助成先団体がインターネットバンキングを使用するなど、領収証等の証憑が存在しない場合は、出納帳のほかに、助成先団体内部の支出決議書等、支出の意思決定文書の添付を求めている。しかしながら、出納帳も支出決議書等も内部文書であり、領収証等の外部証憑が一切添付されないことになり、支出の事実に基づき助成額を決定するという助成額決定のルールに照らして、当該運用方法が適切であると言えるかが疑問である。</p> <p>インターネットバンキングの入出金記録は、パソコンから容易に入手可能であることから、これを外部書類として添付してもらい、当該書類とのチェックを実施する必要があると考える。</p>	意見 22
	<p>イ 事業費のチェック方法について</p> <p>現在、領収証の写しの添付を可としており、大部分の助成先では、領収証の写しを添付している。領収証の不正使用（改ざんした結果をコピーするなどして添付）防止の観点から、原則領収証の原本を提出してもらい、やむをえない場合は、原本チェック後に返却する運用や、写しの提出を例外的に認めるなどの運用が望まれる。</p>	意見 23
	<p>岩手県との取引について（「関連当事者取引」の注記）</p> <p>「関連当事者取引」の注記には「期末現在、関連当事者との取引はない。」との記載があるが、公益法人会計基準（注解 17）においては、関連当事者として「当該法人を支配する法人」が掲げられている。また、地方自治法第 2 条において「地方公共団体は、法人とする。」と定められている。一方で、公益法人会計基準の運用指針には、「地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解 17 に定める注記をすることが望ましいものとする。」との記載があり、財団に関しては、多額の出損金を支出している県が関連当事者に該当するものと考えられる。</p> <p>したがって、情報開示の点からは、公益法人会計基準（注解 17）に定めている注記事項を記載することが望まれる。</p>	意見 24

項目	内容	指摘/意見
	<p>決算体制の整備</p> <p>公益認定基準のひとつである経理的基礎の要素の一つに情報開示の適正性があり、経理事務精通者が適切に関与すること等により法人の情報開示が適切に行われていることが求められている。</p> <p>財団では、注記事項について決算理事会後に修正箇所が判明したが、修正は行われていなかった。要修正事項は、注記事項に関するものであったことから、決算書そのものではなかったこと、決算数値には影響がなかったためとのことであった。原因は公益移行後初めての決算であったことで業務が煩雑になったためとのことであるが、決算書を適切に公表する責務に鑑みれば、十分な決算体制を確保し適切な決算書を開示すべきことは至極当然の課題と言えよう。</p> <p>今後は、想定内・想定外の事象にかかわらず、時間的・人間的にも余裕を持った決算体制を整備し、期限内に適切な決算書を作成する必要があることに十分留意願いたい。</p>	意見 25
4 介護給付適正化について	<p>介護給付適正化事業の実施状況について</p> <p>「第1期介護給付適正化計画」(平成20年度～平成22年度)及び第2期支援計画における、県の具体的な取組内容(主要事業)について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、平成22年度及び平成23年度中に実施できなかった事業があったとはいえ、多くの事業において、全国平均に比して県の実施率は低くなっている。</p> <p>県は、第2期支援計画において、上表の6事業を全ての保険者が実施することを目標としている。当該事業は、保険者である市町村が地域の実情に応じて最も効果的と判断する手法を選択して実施していくことが重要であり、各保険者が主体的に取り組むことが基本ではあるものの、実施率上昇のために、県として保険者の支援を一層強化することが望まれる。</p>	意見 26
	<p>国保連の介護給付適正化システムの活用</p> <p>県では国保連から介護給付費適正化システムの関連データを入手しておらず、介護給付適正化の取組のための活用が行われていない。</p> <p>県は、介護保険法に基づき、介護保険施設等の指導及び監査を実施している。効率的かつ効果的な指導及び監査を実施するためにも、「介護給付適正化システム」の情報を活用することが望まれる。</p>	意見 27
5 指導監査等について	<p>監査体制の一層の整備</p> <p>現在の県における監査等の実施状況については、必ずしも何らかの不備や不具合が存在するわけではないが、一方で、現在の実施体制が必ずしも十分であるとはいえないと考える。</p> <p>監査等業務は、高度に専門的な知識や経験を必要とする専門職であり、人事異動が頻繁にある公的組織では、内部監査制度が定着しがたいとの一般論がある。県においても同様であり、必ずしも監査職員が専門職員として当該部署で知識と経験を十分に蓄えるだけの時間が確保されたうえで、監査等業務に従事しているとはいえ</p>	意見 28

項目	内容	指摘/意見
	<p>ないのが現状である。</p> <p>監査等に従事する職員の知識や経験を向上するための教育は、当該監査等の実施部署である長寿社会課や地域福祉課に委ねられている。保健福祉に関連する団体等の監査等である以上、職員の監査スキルの向上に対しては、当該部課で監査等の経験を積みながら、教育するほかないのであるが、一方で、継続的に県の予算が縮減する傾向であり（復興関連業務を除く）、限られた職員数のなかで、当該監査職員の教育を特定の課における業務経験のみに委ねる県の現行体勢には疑問がある。</p> <p>監査等に従事する職員については、研修等の実施による個々のスキルアップ後進の育成について、全庁的な視点で、環境整備を進めていくことが不可欠であると考ええる。</p>	